



広報ひこね

2006 2/1



平成19年に築城400年を迎える彦根城天守

特集

彦根市都市計画
マスタープラン

未来の彦根はどんなまち？

8

消費生活相談窓口つうしん
こんな相談ありました!! 第2回

12

申告の前に確認を
税制改正のポイント

9

短期集中連載
ホントはどうなの？インフルエンザ
予防と治療のポイント 第2回

18

個別予防接種のお知らせ

10

市・県民税と所得税の
申告のお知らせ

20

はーとふるメッセージ2005
特選作品紹介 第1回

- 1. 人権が尊重され、誰(だれ)もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
- 3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
- 4. 明日の彦根市を担う人を育(はぐく)むまちづくり
- 5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

未来の彦根はどんなまち？



都市には、たくさんの方が集まり、学校へ通ったり、働いたりして生活しています。私たちが生活するためには、住宅や病院、学校などが必要です。また、日々の買い物をするためのスーパーなどの商業施設や、働く場としての会社や工場なども欠くことはできません。さらに、生活環境を整える道路や公園なども大切な都市の要素です。

もし、これらの施設が周囲の環境を考えずに整備されたらどうなるでしょうか。計画的に道路が整備されないことで道路が渋滞したり、静かな住宅地のなかに工場ができたりするなど、さまざまなトラブルが起こります。

そこに住む人にとって住みやすいまちをつくるためには、土地の使い方や、建物の建て方について、あらかじめ計画を立てなくてはなりません。この計画が都市計画です。

彦根市では現在、これからの都市計画の指針となる、彦根市都市計画マスタープランの策定を行っています。今回はこの都市計画マスタープランについて、策定に携わっている人の声や、地図を交えて紹介します。

問い合わせ先 園都市計画課 ☎306124番、FAX 248517番

彦根市都市計画 マスタープラン

― 20年後の彦根を描く ―

都市計画マスタープランとは

平成4年に都市計画法が改正され、国や都道府県が定める都市計画の基本的な方針のうち、地域に密着した方針については、国や都道府県に変わり、市町村で定めることができるようになりました。これを受けて、彦根市が都市の将来像や整備計画を明らかにし、これからの都市計画の基本的な方向性を掲げようとするものが、「彦根市都市計画マスタープラン」です。

彦根市が主体となることで、市民の声を取り入れ、それぞれの地域の実情に合った計画をつくることができます。

彦根市都市計画 マスタープランの策定

彦根市版の都市計画マスタープランを策定するために、18人の委員からなる策定委員会を設置し、昨年の

市民の意見を 取り入れる

10月から検討を重ねています。策定委員会には、学識経験者や市内の各種団体の代表のほか、7人の市民の代表が参加しております。

なお、今回策定するマスタープランでは、おおむね20年後の彦根市の将来像を描き、その実現のためにこれからの10年間に進めなくてはならない目標を定めます。

は、まちづくりの目標をたて、目標を実現するために取り組むべき内容を考えます。土地の利用や、自然環境の保全と活用など、彦根市全体にわたる方針と、市内を7つの地域にわけて、それぞれの地域ごとのまちづくりの方針を定める予定です。

マスタープランは今年の6月ごろに決定する予定です。

桜が美しい春の芹川並木道



今後の彦根の まちづくり

マスタープランで

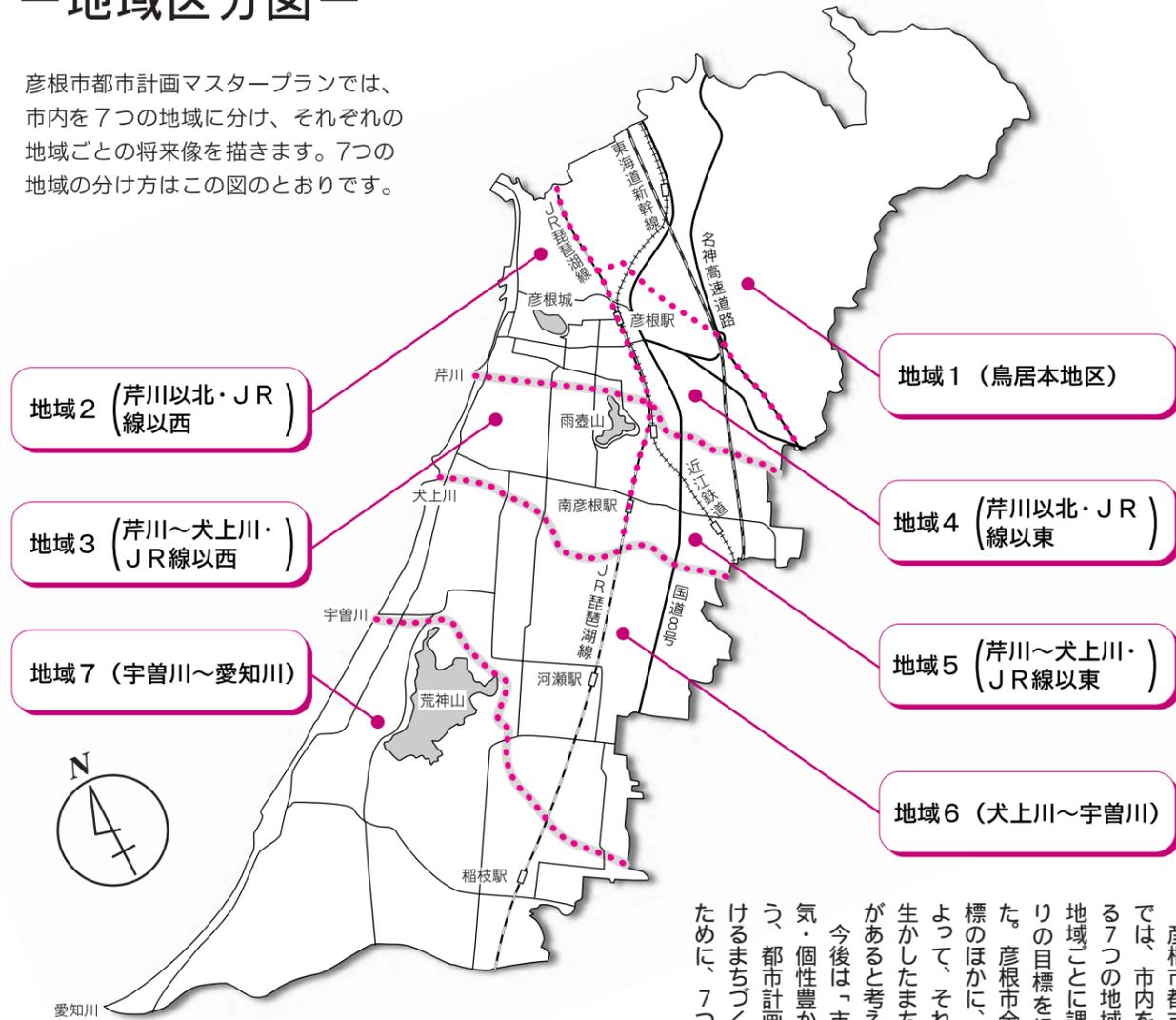


稲枝地域に広がる田園風景

《現在策定作業中》

彦根市都市計画マスタープラン —地域区分図—

彦根市都市計画マスタープランでは、市内を7つの地域に分け、それぞれの地域ごとの将来像を描きます。7つの地域の分け方はこの図のとおりです。



彦根市都市計画マスタープランでは、市内を中学校区を基本とする7つの地域に分け、それぞれの地域ごとに課題を挙げ、まちづくりの目標を掲げることになりました。彦根市全体のまちづくりの目標のほかに、地域を分けることによって、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりを進める必要があると考えたからです。

今後は、「市民とつくる安心・元気・個性豊かなまちづくり」という、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの理念を実現するために、7つの地域ごとに議論・検討をしていきます。またそのために、彦根市全域に共通する、「だれもが活動しやすい安心なまちを育てていこう」、「都市の活力を生む彦根にふさわしい産業を育てていこう」、「彦根らしさを磨き水と緑と歴史文化の豊かなまちを育てていこう」という3つの目標の達成を目指します。

彦根市都市計画
マスタープランに
あなたの意見をお寄せください



彦根市では、現在策定中の彦根市都市計画マスタープランについて、一人でも多くの市民の声を反映させたいと考えています。現在、彦根市ホームページと「都市計画課（市役所2階）」で市民の皆さんから意見を募集しています。また、3月上旬には、市民から約千人を抽出してアンケート調査を実施する予定です。ぜひ彦根市都市計画マスタープランに皆さんの意見をお寄せください。



山本宮子さん（大藪町）
彦根市都市計画マスタープラン
策定委員会委員

いい素材でいいまちに

画家として、私はこれまでに多くの国を訪れました。それぞれの町にはそれぞれの美しさがあります。私は絵を描きながら、外国のまちなみや景色を観察してきました。これまでにそうして私が見たことや、感じたことを、彦根のまちづくりに生かさないかと考え、都市計画マスタープランの公募委員に応募しました。

まちをつくることは、家をつくることに似ていると思います。家をつくる際には、決まった部屋数のなかで、居間や寝室、台所などの場所を考えます。便利だからといって、台所やトイレをすべての部屋につけることはしません。まちづくりも同じだと思います。さまざまな施設が、無計画につくられると、公園が必要な場所になかなかたりするなどの問題が生じてきます。また、まちの景観も統一感のない、こちゃこちゃしたものになってしまいます。

私が、美しいと感じたヨーロッパのまちは、それぞれの地域の性格をはっきりさせたまちづくりを進めていたように感じました。このようなまちは、観光客が訪れるところは、生活には不便でも古いまちなみをそのままに残し、一方で、会社や店舗が建ち並ぶ地域には、近代的なビルが建ち、大きな道路が通っています。

私たちのだれもが、心の中に自分の住みたいまち、理想のまちを持っていると思います。彦根市は豊かな自然や、彦根城と歴史的なまちなみなどの素晴らしい素材に恵まれています。私も含めて、市民が意見を出し合って、10年後の彦根が素晴らしいまちになるといいですね。

都市計画マスタープランの策定には18人の委員が参加しています。その中から、市民公募委員と、策定委員会委員長からそれぞれの彦根の将来についての思いをお聞きしました。



彦根市を 世界遺産のまちに

山崎一真さん
彦根市都市計画マスタープラン
策定委員会会長

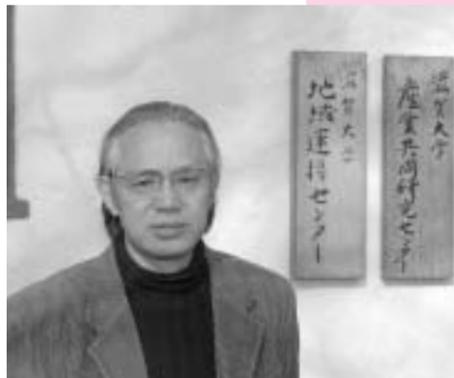
滋賀大学の教授として、4年前に彦根市に来ました。彦根に来てまず気づいたことは、まちのあちこちに近世の城下町の名残が残っていることでした。生活している市民のみならず、にとっては特別なことではないのかも知れませんが、彦根市には近世以降の貴重な建築物やまちなみが数多く残っています。彦根城は言うまでもありませんが、芹橋に残る足軽組屋敷や、花しょうぶ通り商店街、七曲がりのまちなみなど、これだけまとって残っている所は国内でも多くはありません。

まちづくりは、そのまちが持つ魅力を見つけ、それを生かすことです。彦根市では、まちの持つ豊かな歴史や自然を再認識し、これからのまちづくりを生かすことだと思えます。その指針となるのが都市計画マスタープランです。

私は、彦根市の都市計画に

おける目標の一つは、彦根城と周辺地域の世界文化遺産への登録だと考えています。現在、策定を進めている都市計画マスタープランにもそのことを盛り込む予定です。世界文化遺産への登録が、直接まちの発展につながるものではありませんが、観光客の増加とそれに伴うまちの活性化が期待できます。またなによりも、市民が世界遺産のまちに住んでいるという誇りを持つことができます。

10年後、あるいは20年後の彦根市が、市民にとって住んでいてよかったと感じられるまちになるように、まちづくりについても、世界文化遺産の登録についても、今、行政と市民が協力して進めなければなりません。





施設だより

ひこね市文化プラザ ☎26-8601 FAX 26-8602
2月の休館日：6月・13月・20月・27月

- 2月 5日(日) 14:00～
ひこねダンスフェスティバル
☆市民による華やかなダンスの数々をお楽しみに!!
【鑑賞無料】
- 3月 19日(日) 14:00～
ひこね室内楽フェスティバル
☆市民が奏でる鮮麗な室内楽のメロディーをお楽しみください。
【鑑賞無料】
- 3月 31日(祝・火) 14:00～
**エコメモリアル
チェンバーオーケストラ演奏会**
自由 大人 2,000円
高校生以下 1,000円
(当日：各500円増)
【好評発売中】

ひこね市文化プラザ友の会 入会がお得になりました 平成18年度 会員を募集!!

ひこね市文化プラザは、さらに身近な施設を目指して、会費をよりお得にしました!!
入会金は0円です!! ぜひこの機会にご入会ください!!
※すでに平成18年1月4日以降に従来の金額で入会した人には、入会金を返します。

- 会費：3,000円(入会金 1,000円+年会費 2,000円) → 年会費のみ **2,000円**
- 特典：①催し物案内チラシと情報誌を毎月お届け
※より早く、公演情報をお知らせします!
②主催公演チケットの優先予約(1公演4枚まで)
※優先予約用座席から、座席をお選びいただけます!
③文化プラザで販売しているチケットが1割引(1公演2枚まで)
※より手軽にお求めいただけます!
(公演によっては取り扱いできない場合があります。)

※入会申込書は、文化プラザチケットセンター、市役所、支所・各出張所、市民会館、みずほ文化センター各地区公民館、市内の滋賀銀行・滋賀中央信用金庫・市内の郵便局にあります。

マーク：託児サービスがあります。(要予約)
※公演日の1週間前までにご予約ください。

申し込み、問い合わせは
チケットセンター ☎27-5200

子どもセンター ☎28-3645 FAX 28-3645
2月の休館日：6月・13月・14火・20月・27月

- 2月 5日(日) 14:00～15:00
子どもぶちっとスクエア
「ファミリーコンサート」
☆彦根JOYジュニアオーケストラの皆さんによる演奏会をお送ります。
【鑑賞無料】
- 24日(金) 19:00～21:30 (悪天候の場合25日(土)に順延)
天体観望「星は昂(すばる)」
— 土星と冬の大三角を見よう! —
☆30cm天体望遠鏡やプラネタリウムなどを使い、「すばる(M45)」や「オリオン座大星雲(M42)」などの星雲・星団と「土星」の観望を行います。また、「冬の大三角」からたどる冬の星座さがしを合せて行います。
☆参加費：300円(小学3年生以下は無料)
※開催当日、16:30以降に開催の有無をお問い合わせのうえご来館ください。

彦根城博物館 ☎22-6100 FAX 22-6520
なお、2月7日(火)～9日(木)は展示替えのため、展示室を一部閉室しています。

開館時間 8:30～17:00(入館は16:30まで)

- 2月7日(火)まで
「吉祥のデザイナー牡丹」
百花の王であり、富貴の象徴とされている牡丹で新年を華やかに飾ります。
- 2月10日(金)～3月14日(火)
「雛と雛道具」
井伊直弼の二女弥千代の雛道具85件を中心に、さまざまな雛や雛の段飾り・御殿飾りを展示します。

ギャラリートーク
「雛と雛道具」
2月11日(土) 14:00～15:00
※事前申し込みは不要です。当日館内講堂にお集まりください。
解説：本館学芸員 小井川 理(こいかわ り)

開館記念講演会「雛の祭り」 聴講無料
講師：切畑 健 さん(大手前大学教授)
日時：2月18日(土) 14:00～
会場：本館講堂にて



毎年さまざまな分野の講師を迎えて開催している開館記念講演会。今年度は、染織史研究の第一人者である切畑健氏から、雛祭りの文化についてご講演をいただきます。
開催中のテーマ展「雛と雛道具」と合わせて、愛らしく華やかな雛の世界をお楽しみください。
(講演に引き続き、学芸員によるテーマ展「雛と雛道具」の展示解説を行います。※観覧料が必要です)

講座「仏教美術の楽しみ 一仏のかたち」 聴講無料
日時：3月4日(土) 14:00～15:30
会場：本館講堂にて
講師：本館学芸員 齋藤 望(さいとう のぞむ)

2月8日(水)～3月13日(月)
伊勢物語 三条西実隆筆
藤原定家の自筆写本を、室町時代の文化人で能書家としても名高い三条西実隆が書写したものを。



募 集

- 「親子de望遠鏡(仮泊編)」
— 望遠鏡deどこまで見えるの —
○日時：3月3日(金) 19:00～4日(土) 8:00
○内容：簡単な天体望遠鏡や双眼鏡の使い方を学んだ後、実際に天体観測実習を兼ねて星空スタンプラリーを行います。
※当日、悪天候の場合は、映像資料やパソコンを使って惑星や星座についての学習を行います。
○対象・定員：小学生とその保護者 20名(先着順)
○受講料：1人800円
○申込方法：所定の申込用紙(子どもセンターにあります。)に必要事項を書いて、受講料を添えて子どもセンター窓口へ。
○申込期間：2月4日(土)～19日(日) 8:30～17:00
※定員になりしだい締め切ります。
※休館日(2月6日(月)・13日(月)・14日(火))は、受付できません。



▲ 弥千代の雛道具

雛祭りいろいろ

とまきの玉手箱

博物館からのメッセージ



第114回

3月3日は桃の節句、毎年この時期になると、各地から雛の行事が伝えられてきます。
雛祭りの風習は、三月初めの巳の日に人形に穢れを移して水に流す上巳祓の行事と、平安時代にさかのぼる女兒の「ひいな遊び」とが結びついて生まれました。3月3日に雛人形や雛道具を飾り付ける風習が広まり、「雛祭り」という語が定着するのが、江戸時代半ばの18世紀中ごろのこと。現在では、この3月3日の年中行事としての雛祭りが広く知られています。

江戸でさかんになった雛祭りは、江戸と地方を行き来する人々や物資輸送路を介して遠く離れた地方にも広がっていききました。江戸との取引がさかんだったところもあり、多様な雛祭りの習俗が伝えられています。
飾られる雛人形や雛道具にもさまざまな表情があります。雛祭りが定着した江戸時代には、立雛や座り雛、大きな顔つき、衣装のつくりなどに違いのある、さまざまな雛人形が生まれました。もともとは京都で作られ広まった雛人形でしたが、18世紀後半には、江戸でも雛人形が作られるようになりまし。私たちがよく目にする内裏雛の形式を作り上げたのは、江戸の人形師・2代目原舟月。彼がヒットさせた「古今雛」のかたちが現在まで受け継がれています。

また、実物の調度品を精巧にミニチュアにした雛道具や、豪華な段飾りなども江戸時代にさかんになりました。江戸日本橋に近い十軒店に雛市が立ち、人々は雛人形や雛道具などを買い求めて節句を楽しんだようです。雛祭りの加勢(かせ)は、儉約を勧める幕府が、再三に渡ってお触しを出し、豪華な雛飾りを禁止するほどでした。
子どもが無事な成長を願い、続けられてきた雛祭り。今年は、各地で開かれる雛祭りの催しや展覧会を「はし」にして、おのの雛飾りが見せる多彩な表情を楽しんでみてはいかがでしょうか。
(彦根城博物館学芸員 小井川 理)

弥千代の雛道具は、彦根城博物館「テーマ展「雛と雛道具」」(2月10日～3月14日)で展示します。

消費生活相談窓口って

第2回



こんな相談ありました!!

大手電話会社のロゴマークのついたパンフレットや名刺を持って、業者が電話機リースの訪問販売に来た。

使用中の家庭用ファクス電話の調子が悪く、買い替えを検討中だったので、話を聞いた。「リース料は月額6,300円の84回(7年間)払いだが、その間保険もついている。2人同時通話もできるし、子機は300m離れても通話できる。」と勧誘された。

便利だし、大手電話会社からわざわざ来てくれたことだし、大手電話会社を信用して契約した。

設置工事が終わった日に、息子にこの話を話した。するとリース契約は不要な高額契約と叱られ、翌日販売業者に解約を申し出たが「リース契約だから中途解約はできない」と拒否された。

今朝、リース会社からリース契約をスタートさせても良いかと確認電話があったが承諾せず相談に来た。この契約を止めたい。(65歳・個人事業者以下Aさん)

相談窓口ではAさんから次のことを確認しました。

書面上、事業者契約になっているが、販売業者に指示され事業所名を書いた。

電話はほとんど家庭用で、事業には使っていない。

契約時、リース契約について説明が無く、理解していたのは月額リース料と支払い期間のみ。

84回支払い後、電話機は自分の物になると思っていた。妻は支払い後「買取りも出来る」と聞いた。(リース契約では払い終わったら機器は返品するのが原則)

「大手電話会社から来た」とは聞いてないが、ロゴマークなどから販売業者を大手電話会社の1部門と思い込んだ。

消費生活相談窓口では「事業者契約についての相談は受け付けない」というのが原則です。しかし以上のことから、この契約の実態は消費者契約と判断し、あつせんすることにしました。

まずAさんに、販売業者とリース会社に対して、クーリングオフ通知を出してもらいました。

販売業者は「Aさんは事業者としてリース契約をしたのだから、消費者保護のクーリングオフは認めないし、リース契約なんだから中途解約もできない」と強硬に主張しました。

交渉の結果、販売業者は「クーリングオフは認めないが、解約は認める。機器を返品し違約金18万円を払え。」と言ってきました。機器設置からたった2週間で、返品のうち18万も払うことに納得できず、Aさんは裁判覚悟で拒否しました。その後の交渉で、結局クーリングオフとなり、Aさんの負担は1円も無く、解決できました。

近年、個人事業者を狙った電話機などリースの訪問販売トラブルが増加しています。場合により、解約できることもありますので、ご相談ください。



ホントはどうなの？ インフルエンザ

予防と治療のポイント

第2回

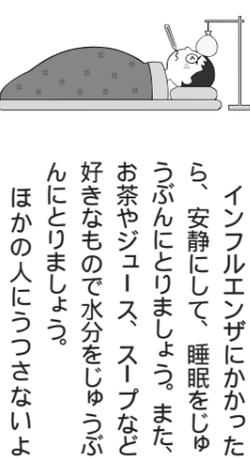
☎健康管理課
☎24,0816番
FAX 24,5870番

インフルエンザの症状

インフルエンザの症状の特徴は、急に38度以上の高熱が出ることや、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が出ることです。鼻水、せき、くしゃみなど、いわゆる「かぜ」症状があることもあります。

インフルエンザの熱は、成人ならたいていの場合、2〜3日程度で下がりますが、気管支炎や肺炎を併発することもあります。子どもの場合では、中耳炎や熱性けいれん、まれに脳症を併発することもあります。また、高齢者や、呼吸器や心臓に慢性的疾患がある人の場合には、重症化したり亡くなったたりすることもありますので、注意が必要です。

インフルエンザにかかったら



インフルエンザにかかったら、安静にして、睡眠をじゅうぶんにとりましょ。またお茶やジュース、スープなど好きなもので水分をじゅうぶんにとりましょ。

う、配慮することも大切です。

インフルエンザの症状が出てから、3〜7日間はインフルエンザウイルスをまき散らすと言われていいます。その期間、学校や職場など、人が集まる場所にはできるだけ行かない方がいいでしょう。学校保健法で定められた出席停止期間は、解熱後2日を経過するまでとなっています。どうしても出かける場合には、せきやくしゃみをするときにハンカチなどで口を押さえたり、マスクを着用したりするなどの配慮をしたほうがいいでしょう。

医療機関にかかりましょ

早めに医療機関を受診し、治療を受けることも大切です。

最近では、治療に「抗インフルエンザウイルス薬」が用いられます。商品名の「タミフル」がよく知られるようになりました。ウイルスの増殖を抑える働きがあり、インフルエンザを発症してから48時間以内に飲むと、1〜2日早く熱が下がります。

抗インフルエンザウイルス薬は、新型インフルエンザへの対策として、国の支援を受け県が備蓄することになっています。今年の流行期で足りなくなるのではと心配されましたが、現在のところ、昨年と同じ程度の量が流通していることが確認されています。

多数の応募、ありがとうございました
クロスワードクイズ

今回のクイズには、はがきと電子メール合わせて238通の応募をいただきました。正解者の中から抽選で30人に図書券をお送りしました。

なお、併せて記入をお願いした「広報ひこね」の紙面についてのご意見やご要望などにも、たくさんご記入いただきました。

回答のあった内容には、「もっと彦根のことを知りたい。」「四番町スクエアの特集を見て実際にいってみたい」など、彦根のまちについての情報の掲載を求める声が多く寄せられました。

また、昨年からの経営改革の一環として変更された広報の紙質などについても多く寄せられました。「こうした経費削減には賛成」という声がある一方で、「もっとカラーのページを増やしてほしい」という声もあり、様々な受け止め方があることがうかがわれました。

来年には国宝・彦根城築城400年祭をひかえ、今後

答え 二 きんえん

1	2	3	4	5
こ	う	よ	う	か
12	す	る	が	6
13	も	し	と	14
15	す	ぬ	い	7
8	り	し	あ	9
10	ら	き	ろ	11
19	ま	わ	り	え
16	な	だ	17	18
1	き	1	ぶ	る
1	ぼ	な	だ	1
1	ら	む	く	1

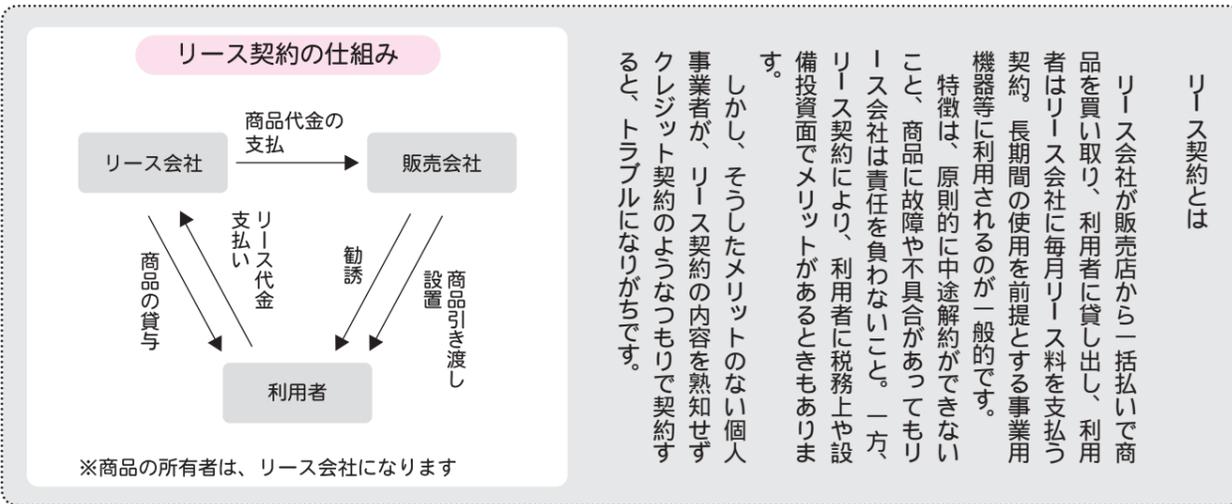
(問題は11月1日号16ページに掲載)

「広報ひこね」を通じて、様々なことを市民の皆さんにお知らせします。さらに充実した、読みやすい紙面を目指していきますので、これからも「広報ひこね」にご意見、ご要望をお寄せいただくようお願いします。

問い合わせ先 情報政策課広報係

30-6103、FAX22-1398

E-mail: koho@ma.city.hikone.shiga.jp



リース契約とは
リース会社が販売店から一括払いで商品を買取り、利用者に貸し出し、利用者はリース会社に毎月リース料を支払う契約。長期間の使用を前提とする事業用機器等に利用されるのが一般的です。

特徴は、原則的に中途解約ができないこと、商品に故障や不具合があってもリース会社は責任を負わないこと。一方、リース契約により、利用者に税務上や設備投資面でメリットがあるときもありません。

しかし、そうしたメリットのない個人事業者が、リース契約の内容を熟知せずクレジット契約のようなつもりで契約すると、トラブルになりがちです。

市・県民税と所得税の申告

期限が近づくと、窓口がたいへん混雑します。早めに申告をお済ませてください。

市・県民税の申告

市税務課
(市役所2階)
市民税係
☎30-6140

申告のご案内

市・県民税の申告が必要と思われる人には、「申告のご案内」を郵送します。申告書は、申告の受付会場に用意していますので、その場で作成できます。事前に申告書が必要な場合は、**市税務課**(市役所2階)・支所・各出張所へお申し出ください。市では、納税相談を兼ねた申告受付を、左の日程で行います。「申告のご案内」の送付がなかった人でも、最寄りの会場へお越しください。なお、所得税の確定申告(このペーシ下をご覧ください。)をする人は、市・県民税の申告をする必要はありません。



申告に必要なもの

「申告のご案内」平成17年中の所得が明らかになるような書類(源泉徴収票、事業・不動産などの収支明細書、支払調書など)所得控除の対象となるものに関する書類(医療費、雑損控除の対象となる各種領収書および医療費の明細書、国民年金・生命保険料や損害保険料の控除証明書)印鑑配偶者(特別)控除を受ける人については、配偶者の所得が確認できる書類など農業所得標準計算書に変更がある人はその計算書(2月上旬ごろに発送します。)年金所得者の確定申告など、簡易な所得税の申告も受け付けます。ただし、次に該当する人は、必ず税務署が開設する申告会場(商工会議所4階)で申告くださるようお願いいたします。

- 住宅借入金等特別控除を受ける譲渡所得がある青色申告をする
- 初めて事業所得を申告する

税務署から申告書が送付された

1つ注意ください

国民年金保険料については、滋賀社会保険事務局彦根事務所 23 114番に照会してください。医療費控除を受ける場合は、「医療費の明細書」を申告書に添付す

する必要があります。事前に作成しておいてください。確定申告をされる場合、市では申告書(控)に受付印を押すことができますので、受付印が必要な人は、確定申告書を税務署の窓口へ直接提出ください。

土・日曜日と、平日の12:00~13:00は受付できません。

月日	会場	受付時間
2月16日(木)	稲枝支所 (右図①)	9:00~12:00
2月22日(水)		13:00~16:00
2月23日(木)		9:00~12:00
2月24日(金)	亀山出張所 (右図②)	9:00~12:00 13:00~16:00
2月28日(火)	高宮地域文化センター (右図③)	9:00~12:00 13:00~16:00
3月1日(水)	鳥居本地区公民館 (右図④)	13:00~16:00
3月3日(金)	河瀬地区公民館 (右図⑤)	9:00~12:00 13:00~16:00
3月13日(月)	稲枝支所	9:00~12:00
3月15日(水)		13:00~16:00

※2月24日(金)~3月10日(金)は、稲枝支所での受付は行いません。

月日	会場	受付時間
2月16日(木)	市税務課 (市役所2階)	9:00~12:00
3月15日(水)		13:00~17:00



この社会 あなたの税が

いきている



所得税の確定申告

彦根税務署
〒522-0062
立花町5-20
☎22-7719

所得税は、納税者自身が1年間の所得と税額を計算し、申告・納付する仕組みになっています。確定申告が必要な人で、期限までに申告しなかったり、誤った申告をすると、延滞税や加算税がかかることもありますのでご注意ください。

申告会場が変わりました
確定申告期間中の申告会場は、彦根商工会議所4階で行います。彦根



自分で書いて郵送で!!

税務署では、納税者の皆さんが確定申告書や収支計算書・決算書を自分自身で作成していただく「自書申告」を推進しています。申告書は、郵送や税務署の「時間外受付箱」への投かんなどの方法でも提出できます。

ホームページもご利用ください

国税庁ホームページには、所得税の確定申告書が簡単に作成できる「確定申告書等作成コーナー」があります。ここで作成した申告書は、そのまま税務署に提出できます。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

申告が必要なものは

事業所得や不動産所得などがある人、土地や建物を買った人で、平成17年分の各種所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額と定率減税額を差し引いて、なお残額のある人

給与所得のある人で、
(ア)給与の年収が2,000万円を超える人
(イ)給与を1か所から受けていて、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人

(ウ)給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人

給与所得者で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる人は、源泉徴収された税金の還付を受けるための申告書を提出することができます。

年金受給者のための事前集合指導

確定申告が必要な年金受給者のために、次のとおり相談会場が開設されます。どうぞご利用ください。

月日 2月9日～15日
(土・日曜日は除く)
時間 午前9時30分～正午
午後1時～同4時
場所 彦根商工会議所
4階 大会議室

税理士による相談会場

税理士による相談会場が、左のとおり開設されますので、ご利用ください。

月日	会場
2月16日(木)~3月3日(金) (土・日曜日は除く)	彦根商工会議所(3階)
2月17日(金)・同20日(月)	稲枝商工会館
2月28日(火)	JA東びわこ河瀬支店
3月1日(水)	高宮地域文化センター

相談時間は、いずれも 9:30~12:00
13:00~16:00



申告の前に確認を 税制改正のポイント

平成17年中の所得などに對する所得税の税制改正にご注意ください。

特に、65歳以上の人を対象にした大きな税制改正があります。このため、これまで確定申告が必要でなかった人でも確定申告が必要になる場合があります。

また、公的年金から所得税が源泉徴収されている場合は、概算で計算された所得税額が引かれていきますので、正しい税額を確定申告することで、納め過ぎた差額分が還付されることがあります（逆に、足りない分の納付が必要などときもあります）。公的年金の源泉徴収票で、所得税分が源泉徴収されているか、確認して下さい。

市県民税では平成18年度に課税になります

1
市県民税
定率減税が縮減されます

平成18年度の課税から、市県民税の定率控除（定率減税）が次のように縮減されます。
改正前 税額の15%
（限度額4万円）
改正後 税額の7・5%
（限度額2万円）

2
市県民税
琵琶湖森林づくり県民税が課税されます

滋賀県では、森林を守り育て健全な姿で未来に引き継いでいくため、『琵琶湖森林づくり県民税』を創設しました。
平成18年度から、年税額800円が、県民税の均等割（千円）に上乗せされます。

3
市県民税
65歳以上の人の「非課税措置」が廃止経過措置もあります

「年金等控除額」を差し引いて計算します。控除される額は収入金額に応じて変わりますが、この控除額が減額されます。
改正前と改正後の、公的年金等の収入から所得を計算する早見表は右ページのとおりです。

市県民税では、平成17年度までは、65歳以上の人で、合計所得金額が125万円以下の人は非課税でしたが、平成18年度から、この非課税措置が廃止されます。

《 計算例 》

夫・妻ともに72歳の2人世帯、平成16・17年中の収入は夫240万円、妻70万円（すべて公的年金）

夫は、平成16年中の収入に対しては、様々な控除や非課税措置などにより、所得税・市県民税ともに課税所得が0円と計算されるため、税金はかかりませんでした。

平成17年中の収入に対しては、今回の税制改正で、老年者控除の廃止、公的年金等控除額の減額、65歳以上の非課税措置の廃止の影響で、所得税は16,800円、市県民税は7,000円がかかるようになります。

市県民税の額は、非課税措置の廃止の経過措置が適用され、本来の税額（21,400円）の約3分の1となっています。

妻は、平成16・17年の収入とも、公的年金等控除額を収入から引くと、所得が0となるので、所得税・市県民税とも税金はかかりません。

《 計算例 》

66歳男性の単身世帯、平成16年中の収入は180万円（公的年金のみ）、平成17年中の収入も同額

平成16年中の収入に対しては、上の例と同様に、所得税・市県民税とも税金はかかりませんでした。

平成17年中の収入に対しては、今回の税制改正で、老年者控除の廃止、公的年金等控除額の減額、65歳以上の非課税措置の廃止の影響のため、所得税が12,000円、市県民税が4,500円（本来税額14,000円の約3分の1）がかかるようになります。

琵琶湖森林づくり県民税の内容については、[国湖東地域振興局](#) 税務課 27-2206番にお問い合わせください。

3
市県民税
生計同一妻に對する均等割課税
平成18年度から全額

市県民税の額は、個人の所得に応じて税額が変わる、所得割と定額の「均等割」の合計によって決まります。
夫と生計が同じで、同じ市に

1
所得税
市県民税
「老年者控除」が廃止されました

65歳以上の人で、合計所得金額が1千万円以下の場合の「老年者控除」が、平成17年中の所得に對する課税から廃止されます。（平成16年中の所得への課税では、所得税で50万円、住民税で48万円控除できました。）

2
所得税
市県民税
65歳以上の人の「公的年金等控除額」が少なくなりました

公的年金などの収入は「雑所得」に計上され、収入から「公

ます。

ただし、平成17年1月1日現在65歳以上の人で、かつ、平成17年中の合計所得金額が125万円以下の人の場合、平成18年度の課税では、均等割と所得割がそれぞれ約3分の1となる特例が適用されます。この特例は経過措置（一時的な特例）です。

65歳以上の人が対象の改正点

住所があり、夫が均等割を課税されている妻は、平成16年度までは、均等割が課税されないこととなっていました。
平成17年度からは、妻本人に均等割の非課税基準を超える所得があれば、このような場合であっても、均等割が課税されることとなっています。
平成17年度は経過措置により税額が半額となっていました。平成18年度からは全額が課税されます。

4
所得税
市県民税
社会保険料控除の申告に「社会保険料控除証明書」が必要で

今回の申告から、国民年金保険料、国民年金基金の掛金を、社会保険料控除として申告するときに、社会保険庁から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」などを添付することが必要になりました。ご注意ください。

65歳以上の人の 公的年金等の収入から所得を計算する早見表

計算式：公的年金等の雑所得 = 収入金額 × ① - ②
※計算の結果、0以下となるときは、所得は0円です

収入金額	①割合	②控除額
~2,599,999円	-	140万円
2,600,000円 ~4,599,999円	0.75	75万円
4,600,000円 ~8,199,999円	0.85	121万円
8,200,000円~	0.95	203万円

収入金額	①割合	②控除額
~3,299,999円	-	120万円
3,300,000円 ~4,099,999円	0.75	37万5千円
4,100,000円 ~7,699,999円	0.85	78万5千円
7,700,000円~	0.95	155万5千円



新たに課税される人も

今回の税制改正で、65歳以上の人で公的年金を受給している人のうち、新しく課税の対象になる人がたくさんいらっしゃると思います。特に、65歳以上の人で、公的年金収入のみの人の場合、①の「老年者控除の廃止」、②の「公的年金所得計算の変更」などの影響で、少なくとも70万円程度所得が増えたのと同じ額の税額が増えることとなります。（所得税・市県民税とも所得の計算は同じです。）

市県民税では、③「65歳以上の人の非課税措置の廃止」により、収入が公的年金のみで、扶養者がいない65歳以上の人の場合、必ず非課税になるのは、年金収入が148万円（年金所得が28万円以下）までとなります。

本人以外の人にも影響が

（平成17年度までは、非課税措置により、年金収入約266万円（年金所得が125万円以下）まででした。）
また、今まで税金がかからなかった人のうち、国民健康保険料などの控除を確定申告や市県民税申告で追加することで、税額を減らせる場合があります。特に、夫と死別された人で、合計所得金額が500万円以下の人の場合、申告することによって寡婦控除を追加することができます。

本人以外の人に影響が出る場合もあります。税金上の扶養親族（例えば、同居の子の被扶養者）となれるのは、所得税・市県民税とも、生計を同一とする親族で、合計所得金額が38万円以下の場合です。注意しなければならぬのは、65歳以上の人の場合、今回の税制改正で、公的年金収入がほとんど変わらない場合でも所得金額が変わることです。

平成17年1月1日現在65歳以上の人で公的年金収入のみの人の場合、公的年金収入が158万円までだれかの扶養親族となることができず。（改正前までは178万円まででした。）

ノロウイルス感染を予防しましょう

健康管理課

ノロウイルスは、食中毒の原因となるウイルスです。ノロウイルスに汚染されたかきやあさり、はまぐりなどの二枚貝を食べることで発症します。また、感染した人の便や吐物からのウイルスが別の人の口から入り二次感染する場合もあります。

ノロウイルスは、感染力が非常に強いウイルスで、抵抗力の落ちている人や乳幼児、高齢者なら、わずかのウイルスでも感染することがあると言われています。吐き気・おう吐・腹痛・下痢・発熱などの症状があります。通常、3日程度で回復します。

予防のポイント

かきなどの二枚貝は、中心部までじゅうぶん加熱してから食べましょう。
生鮮食品（野菜、果物など）はじゅうぶん洗いましょう。
トイレの後、調理するとき、食事の前にはよく手を洗いましょう。
手洗いの後に使うタオルは、清潔なものを使いましょう。
家族が感染したとき、おう吐したものがあれば、飛び散らないよう手袋・マスクをして後始末しましょう。また、汚れた床・トイレは、熱湯か塩素系漂白剤などで清掃しましょう。
問い合わせ先 健康管理課 24-10816番 FAX 24-5870番

介護保険被保険者証が新しくなります

介護保険年金課

65歳以上の人と40歳以上の人で、要介護の認定を受けた人は、介護保険の被保険者として介護サービスを受けることができます。

介護サービスを利用するときには、「介護保険被保険者証」が必要ですが、現在皆さんのお手元にある被保険者証は、有効期限が今年の3月31日になっています。

新しい被保険者証は、3月上旬に郵便でお送りしますので、届いたら古いものは各自で処分してください。新しい被保険者証には、介護保険制度の改正により、有効期限の表記はありません。（要介護認定などの有効期限は従来どおりです。）また、新しい被保険者証の色は、古いものと変わりませんので、混同しないようご注意ください。

なお、2月以降に65歳となる人（昭和16年2月2日以降生まれの人）には、初めから新しい様式の被保険者証をお送りします。（2月生まれの方の被保険者証は、1月下旬にお送りしました。）
問い合わせ先 介護年金課 30612番 FAX 22-1398番



市営住宅入居者

募集住宅 芹川団地（芹川町）1戸、高宮竹之腰団地（高宮町）1戸 受付期間 2月9日 まで（申込書などの用紙の交付は、すでに行っています） 詳細は、「広報ひこね」1月1日号11ページをご覧ください 問い合わせ先 建築住宅課 30-6123

再就職を目指すシニアのための
シティホテルスタッフ技能講習会

日時 2月13日～同23日（土・日曜日を除く9日間）の13:00～17:00 場所 ホテルポストンプラザ草津（草津市西大路町）、アーバンホテル草津（同市大路一丁目）、クサツエストピアホテル（同市西大路町） 対象 55歳以上68歳までの人 定員 25人（申込者多数の場合は抽選） 受講料 無料、教材は支給 申込期限 2月7日（必着）



申込方法・問い合わせ先 往復はがき往信の裏に講習名（ホテル）住所、氏名（ふりがな）年齢（生年月日）電話番号を書いて 滋賀県シルバー人材センター連合会（〒520-0051 大津市梅林一丁目3-10）077-525-4128、FAX077-527-9490へ

平成18年度 学校給食用食品納入業者

納入品目 冷凍・冷蔵食品、乾物類、缶詰、調味料、油脂等（生鮮食品、肉類は除く）条件 1回8,000食の取り扱いが可能であること 食品衛生法第20条に該当する場合は、同法第21条の営業許可を受けていること 冷凍・冷蔵食品は、市内の給食実施校（18校）へ8:30～9:30の間に納入できること その他、彦根市学校給食協会の定める事項を遵守すること 申込方法 2月1日～同15日 の8:30～17:15（土・日曜日、祝日は除く）に、彦根市学校給食協会（市民会館2階 教育委員会保健体育課内）に必要書類を添えて申し込んでください 問い合わせ先 教育委員会保健体育課 24-7971、FAX23-9190

彦根文化連盟章をデザインしてください

彦根文化連盟は、市内の各種文化・芸術団体35団体が加盟していて、彦根の文化・芸術の振興に大きく貢献している団体です。彦根文化連盟の結成10周年を記念して新しく彦根文化連盟章を作成するにあたり、デザインを広く市民から募集します。

募集するデザイン 歴史と伝統のある彦根の文化、芸術活動を促進し、香り高い地域文化の創造と継承に資する彦根文化連盟を表現するもの 応募方法 A4用紙に黒1色でデザインし、鮮明に記載したものを、デザインの説明と作成意図を書いた紙とともに、郵送してください 応募期限 3月31日（消印有効）賞金 金賞（1点）3万円、佳作1点1万円 応募・問い合わせ先 彦根文化連盟連絡事務局（〒522-0033 芹川町1588 中村方）22-1869

「チャレンジショップひこね」出店者

彦根TMO事業推進協議会（彦根商工会議所）では、中心市街地商店街の空き店舗を利用して、出店を考えている人を対象に「チャレンジショップひこね」を展開しています。新規創業を目指す人だけでなく、チャレンジした店舗で経営を継続できる自信のある人を募集します。

詳しいことは、下記までお問い合わせいただくか、彦根商工会議所ホームページの募集ページをご覧ください。
問い合わせ先 同協議会（彦根商工会議所内）22-4551、FAX26-2730、http://www.hikone-cci.or.jp/

チャレンジショップ第5弾
NGOモニティ「ペアさんの店」オープン!!

NGOモニティによる、カンボジアの学校に行けない子どもたちを支援する店「ペアさんの店」がオープンしました。

カンボジアのかすりの織物、キッズバンド、ビーズ、小物など、現地の子どもの手作り品を販売。売り上げ金が学校へ通う資金になります。500円で、子ども1人が半年間学校へ通えます。

場所 京町三丁目 おいでやす商店街京町交差点付近

統計調査員

職務の内容 登録していただいた後、国や県が実施する各種統計調査（国勢調査、工業統計調査など）の業務をその都度依頼します 資格 市内在住の20歳以上65歳未満の人で、調査に熱意と責任感があり、職務上知り得た調査内容などの秘密を守れる人（ただし、警察・税務・選挙に直接関係する人は除く） 募集期間 2月20日 まで（土・日曜日、祝日は除く）の8:30～17:15 申込・問い合わせ先 企画課 30-6101、FAX22-1398、E-mail:kikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

助産師
看護師 市職員を募集します

職種 助産師または看護師
受験資格 昭和41年4月2日以降に生まれた人で、助産師または看護師の資格を有する人（取得見込みを含む）
募集人員 若干名
受付期間 3月7日 まで（祝日、土・日曜日を除く）の8:30～17:15（必着）
試験日 未定（後日連絡します）
応募方法・問い合わせ先 郵送で彦根市立病院事務局病院総務課（〒522-8539）22-6050（内線3516）へ

平成18年度 市民会館舞台練習場使用(運営)団体

登録資格 市内で活動する舞台芸術関係団体のうち、練習成果の発表を目的として定期的な使用を希望する団体で、運営協議会を構成して、日程調整などの運営に携わることについて積極的な団体（ただし、営利目的の団体などは使用することができません） 登録方法 教育委員会生涯学習課（市民会館2階）で詳しい説明を受け、お渡しする要綱

に従って団体登録申請書を同課に提出してください。書類などの審査後、登録を許可する団体に登録証を発行し、舞台練習場の使用や、運営をしていただきます 登録申請期間 2月15日 まで（土・日曜日、祝日は除く）の8:30～17:15 問い合わせ先 教育委員会生涯学習課 24-7971、FAX23-9190



滋賀大学経済学部風花祭
フリーマーケット出店者

日時 4月22日 10:00～16:00 場所 滋賀大学経済学部構内 出店料 無料 募集店舗数 40店舗（1区画2.5m×2m、先着順） 申込期限 3月9日 申込方法・問い合わせ先 11:00～17:00に風花祭実行委員会 090-4152-7847（吉沢方）へ

ふれあいトーク 世界の話を聞く会
韓国の家庭料理の調理実習と試食を交えて

内容 韓国の家庭料理の作り方を学び、試食しながら、韓国の食文化に触れます 日時 2月25日 10:00～12:30、試食のみのときは11:30～ 場所 市民会館料理教室と会議室 参加費（材料費）中学生以上700円、小学生500円（就学前は無料） 定員 調理と試食20人、試食のみ10人（先着順） 申込期間 2月8日 以降の8:30～17:15（火曜日は除く） 申込方法・問い合わせ先 電話で彦根市国際協会事務局（市民・国際交流サロン内）22-1411（内線590）へ



催し物

※特に記載のないときは無料です。

行 事 名	日 時	場 所	内 容・問 い 合 わ せ 先 等
南 地 区 公 民 館 書 道 ク ラ ブ 展	2月1日(水)～27日(月) 8:30～17:00	高宮駅コミュニティセンター (ギャラリー)	大道光栄(おおみち こうえい)さんの指導によるクラブ員の作品約20点を展示 高宮駅コミュニティセンター運営委員会(馬場方) ☎22-1963
彦 根 朝 市	2月12日(日) 10:00～12:00	夢京橋キャスルロード ポケットパーク	販売品:新鮮な季節の野菜、卵(いろは松駐車場のみ)、漬物など 販売者:彦根朝市組合
	2月19日(日) 7:00～8:00	いろは松駐車場	☎農林水産課☎30-6118、FAX24-9676
ひこね市民活動センター 情 報 交 換 会	2月15日(水) 18:00～21:00 (毎月15日開催)	ひこね市民活動センター (金亀町)	内 容: NPO、ボランティアなどの活動をしている人、これから活動を始めてみたい人などのための情報交換の場 参加費:300円と一品持ち寄り(食べ物、飲み物) ひこね市民活動センター事務局☎24-4461 (月～土曜日の10:00～17:00)
彦根市ファミリー・サポート・センター 入 会 説 明 会	2月17日(金) 10:00～11:00 14:00～15:00	男女共同参画センターウイズ (福祉保健センター前)	必ず前日までに予約してください(電話可、託児あり) ☎ファミリー・サポート・センター☎24-3920 (FAX共用) ※彦根市ファミリー・サポート・センターは、育児・介護の援助をしたい人と受けたい人が有料で助け合う会員組織です 提供会員が不足しています。登録希望の人は、ぜひご参加ください
和 紙 折 り 紙 教 室	2月19日(日) 13:00～	自然の布館 よりーな (河原二丁目) ☎23-2035	テーマ:桜草 講 師:野村和子さん 材料費:1,500円 持ち物:はさみ、定規、ポンド、竹べら 定 員:30人(先着順、あらかじめ電話でお申し込みください)
ひこねエコマーケット 「夢 畑」 ～いろいろなものをいる人へ～	2月19日(日) 10:00～14:00	松下電工(株)体育館 (岡町)	内 容:リサイクル品、手作りの作品などの市(いち)から掘り出し物を見つけてください。※出店申込の期限は2月3日(金) リサイクルステーション(銀座町) ☎・FAX26-4810 (問い合わせは、日・木曜日以外の10:00～16:00)



相 談

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相 談 名	日 時	場 所	内 容・問 い 合 わ せ 先 等
行政書士無料相談会 経 営 開 業 相 談	2月10日(金) 13:00～15:00	市民相談室(市役所1階)	株式会社、有限会社、NPO法人、社会福祉法人等の設立、店等の開業についての相談 ☎企画課☎30-6117、FAX22-1398
よ る ず 相 談	2月10日(金)・15日(水) 17日(金)・22日(水) 24日(金) 13:00～16:00	福 祉 保 健 セ ン タ ー 別 館 2 階 相 談 室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会☎22-2821 FAX22-2841
農 の 匠 相 談	2月10日(金) 13:30～15:00	グリーンプアひこね ☎25-3909	農の匠が、季節ごとの作業のポイントをお伝えします(予約制) ※今月の作業＝おこわ蒸し(むらくも蒸し)
行 政 相 談	2月13日(月) 13:00～15:00	市民相談室(市役所1階)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎企画課☎30-6117、FAX22-1398
人 権 相 談	2月15日(水) 13:00～15:00		いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課☎30-6115、FAX22-1398
障 害 者 相 談	2月15日(水) 13:30～15:30	☎障害者福祉センター	県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加など様々な相談 ☎障害福祉課☎27-9981 FAX26-1767
こころの健康相談 一 般 相 談	2月16日(木) 13:30～16:30	彦 根 保 健 所 ☎22-1770	こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします(予約制)
ア ル コ ー ル 相 談	2月23日(日) 14:00～16:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます(予約制)
登 記 相 談 表 示 登 記	2月17日(金) 13:00～16:00	市民相談室(市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 ☎企画課☎30-6117、FAX22-1398
司 法 書 士 無 料 法 律 相 談	2月18日(土) 9:30～12:30	彦 根 勤 労 福 祉 会 館 2 階 研 修 室	サラ金、クレジット、少額裁判関係などの法律相談 前日までに電話で予約してください 滋賀県司法書士会事務局☎077-525-1093
滋 賀 弁 護 士 会 法 律 相 談	2月24日(金) 13:00～16:00	市民相談室(市役所1階)	電話による予約制(受付は、2月15日(水)午前8:30から先着6人) 相談料:1回5,250円(相談日当日にお支払いください) ☎企画課☎30-6117、FAX22-1398(市内在住者に限ります)
男女共同参画ウイズ相談室 こころの悩み相談	2月27日(月) 13:00～16:00	男女共同参画センターウイズ (福祉保健センター前)	臨床心理士が、こころのさまざまな相談に応じます 予約制(申込は水・木・金曜日13:00～16:00に、ウイズ相談専用ダイヤル☎21-5757へ)
仕事、家庭、人間関係… 男女共同参画ウイズ相談室 (総合相談)	毎週水・木・金曜日 13:00～16:00	男女共同参画センターウイズ (福祉保健センター前)	女性、男性を問わず、仕事や家庭、人間関係などに関するさまざまな悩みの相談に応じます。 相談専用ダイヤル☎21-5757
法 律 相 談	3月6日(月) 13:00～15:00	福 祉 保 健 セ ン タ ー 別 館 音 楽 室	予約制(受付は、2月20日(月)午前8:30から先着4人) 相談料:1回500円(相談日当日にお支払いください) 彦根市社会福祉協議会☎22-2821(市内在住者に限ります)
職 業 相 談 ・ 紹 介	毎週月～金曜日 (祝日は除く) 8:30～17:00	ハローワーク彦根駅前 (旭町 田中ビル2階)	パート・フルタイム・年齢を問わず、どなたでも職業の相談・紹介をしています ハローワーク彦根駅前☎26-8810
子どもと親の悩みの 相 談 電 話	毎週月・火曜日 14:00～17:00	☎教 育 研 究 所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもの相談、わが子や孫の子育てで悩んでいる保護者の相談に応じます(電話相談)
消 費 生 活 相 談	毎週月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00	☎生活環境課(市役所1階)	架空請求への対処、悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、身近な消費生活や契約にかかわるトラブルに関する相談 ☎生活環境課☎22-1411(内線173)

動く図書館「たちばな号」

巡回日程【2月後半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時 間
14日	西清崎町浄宗寺 亀山ニュータウン 日夏ニュータウン第2期集会所前	13:30 14:20 15:10
15日	開出今町菅原神社 蔵の町団地中央部 開出今第2団地(市立病院前)	13:20 14:10 15:00
16日	平田町大沢高岸B公園 西今町松田団地 西今町伊庭団地 若葉小学校	11:00 13:20 14:10 15:00
17日	稲里町公民館 稲枝地区公民館前	13:30 14:20 15:10
21日	千鳥ヶ丘会館 岡町東光寺前 平田町明照寺	13:15 14:00 14:50
22日	大藪町農業倉庫 後三条教場 中藪一丁目白山神社	13:20 14:10 15:00
24日	新海町公民館 田附町公民館 本庄町公民館	13:30 14:20 15:10
28日	普光寺町(東ノ辻公園) 彦富町公民館 金沢町公民館 港屋駐車場	11:00 13:10 14:00 14:50

駐車場での駐車時間は、30～40分間です。

図書館休館日	14日(火)、20日(月)、 23日(木)、27日(月)
2月後半	

図書館休館のお知らせ 特別整理期間 2月6日(月)～14日(火)

市立図書館は、毎年この時期に「特別整理期間」を設けて、図書の点検整理を行っています。今年も左の期間中休館しますので、ご協力をお願いいたします。

※整理期間中も、動く図書館「たちばな号」は運行します。
※休館中に本を返却するときは、図書館玄関のブックポストに入れてください。

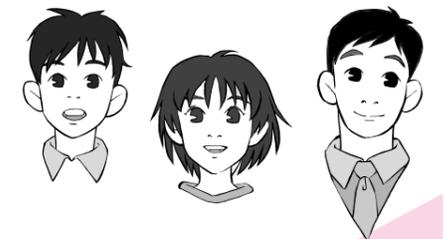
し尿収集予定日 2月後半

臨時的収集については、早めにお申し込みください。(臨時的収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。) 収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。収集のときは、バケツ1杯の水をご用意ください。



- 15日 亀山地区、稲枝(東)、稲部(稲部)、野良田、田附、新海、南三ツ谷、甲崎、日夏、肥田(西肥田)
- 16日 日夏、鳥居本地区、亀山地区、柳川、上西川、下西川、上石寺、下石寺、稲部(稲部)、稲里、肥田(西肥田) 金沢
- 17日 岡、西沼波(東部を除く)、東沼波、大堀、大橋、元岡、沼波、日夏、鳥居本地区、亀山地区、稲部(稲部南) 金沢
- 20日 東沼波、大堀、錦(第2・3部) 河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、鳥居本地区、河瀬地区、彦富、稲部(稲部南)
- 21日 鳥居本地区、河瀬地区、金田、上岡部、下岡部、彦富
- 22日 古沢、松原(四ツ川を除く)、鳥居本地区、高宮地区、河瀬地区、彦富
- 23日 高宮地区、河瀬地区、亀山地区、彦富(笹田団地)
- 24日 高宮地区、河瀬地区、亀山地区
- 27日 高宮地区、河瀬地区
- 28日 高宮地区、河瀬地区

差別をなくし人権を尊ぶ 彦根市青年集会



部落差別をなくし、人権が尊ばれる明るい地域社会を築くため、青年が一堂に会し、差別の現実から深く学び、自分の中に潜んでいる差別する心に気づくとともに、人の痛みや喜びを共有し合える人間関係をつくることを目的として開催します。
日 時 2月5日 9:45～12:30
場 所 ひこね市文化プラザ メッセホール

テーマ 「思いやり」で部落差別はなくなる?!
内 容 開会行事、意見発表、意見交流会など
手話通訳、託児あります。
対 象 市内に在住、在勤、在学の人
問い合わせ先 差別をなくし人権を尊ぶ彦根市青年集会
実行委員会事務局(☎教育委員会人権教育課内)
24-7971、FAX23-9190



健康管理だより

健康管理課
(平田町・福祉保健センター1階)
☎24-0816
FAX24-5870



ひこね元気計画21
マスコットキャラクター
“コンキークン”



予 防 接 種

—BCG接種—

対 象 ●接種当日満3か月以上満6か月未満児

日程・対象

実施日	対 象
3月15日(木)	・平成17年11月29日～12月15日の出生児 ・上記以前の6か月未満児で未接種児
3月29日(木)	・平成17年12月16日～12月29日の出生児 ・上記以前の6か月未満児で未接種児

受付時間 13:10～14:10
場 所 福祉保健センター
※結核予防法の改正により、平成17年4月より定期BCG予防接種は満3か月以上満6か月未満児が対象です。当日満3か月未満または満6か月以上になる月齢のお子さんは受けられません。満6か月以上で定期BCG予防接種が受けられなかった人は、任意接種となり有料になりますのでご注意ください。

献 血

—成分献血—

成分献血は、血しょうや血小板といった特定の成分だけを採取し、体内で回復に時間のかかる赤血球は再び体内に戻す方法です。そのため体への負担が軽く、多くの血しょうや血小板を献血していただける特徴があります。

日 時 3月8日(木)
10:00、11:00、13:00、
14:00、15:00
(各4人ずつ、計20人)

場 所 福祉保健センター
※予約制です。2月24日(金)までに健康管理課へ申し込んでください。
※40歳以上の方は成分献血の経験があり、1年以内に心電図検査を受けている必要があります。

らくらく禁煙相談

禁煙に対する不安や疑問を取り除き、効果的な禁煙方法をアドバイスします。

日 時 2月8日(木) 9:00～11:40
場 所 福祉保健センター
定 員 6人(予約制。先着順に受け付け、定員になりしだい締め切ります。)

内 容
●呼気中の一酸化炭素濃度測定による肺の中の汚れ度をチェック
●検尿による尿中ニコチン濃度測定でニコチン依存度をチェック
●禁煙の疑問やノウハウ等についての個別相談(1人30分程度)

彦根市ホームページの 子育て情報サイト



彦根市ホームページ・トップページ最下部のこのバナー↑をクリック!!



個別予防接種のお知らせ

健康管理課
(平田町・福祉保健センター1階)
☎24-0816
FAX24-5870

健康管理課の
マスコットキャラクター
“けんかんくん”



彦根市では、下記の予防接種を、医療機関に委託して個別予防接種として実施しています。

赤ちゃんが生後2か月 3か月の間に、予防接種の「説明書・予診票つづり」を郵送しています。予防接種制度についてじゅうぶんにご理解いただき、安全に接種が受けられるよう、注意事項などをよく読んで、子どもさんの体調のよいとき

に受けるようにしてください。

予防接種の種類 下の表のとおり
対 象 彦根市に住民登録、外国人登録のある児
実施方法 予約制です。下記の指定医療機関に、あらかじめ予約してからお出かけください。
接種費用 無料

個別予防接種の種類など

予 防 接 種 名	対 象 者	方 法 (いずれも年間を通して実施)
三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	生後3か月以上 7歳6か月未満児	1期初回 3～8週間の 間隔で3回接種 1期追加 1期初回の 3回目接種日から1 年後に1回接種
麻 し ん (は し か)	生後12か月以上 7歳6か月未満児	1回接種
風 し ん (三日はしか)	生後12か月以上 7歳6か月未満児	1回接種 (原則として麻しん接 種後)

※日本脳炎(1期)は、昨年5月30日から実施を見合わせています。ただし、日本脳炎に感染するおそれが高いなどから、保護者の人が特に接種を希望される場合には、同意のうえ、接種することは可能です。健康管理課にご相談ください。

※日本脳炎(1期)対象者は、3歳以上7歳6か月未満児です。(海外渡航等で特に早く接種を希望される場合は、6か月以上から対象となります。)



麻しん・風しん予防接種 対象年齢と接種方法が変わります

現在、麻しん・風しんの予防接種は、生後12か月以上7歳6か月未満児を対象に、各1回接種しています。平成18年4月1日からは、対象年齢、接種方法などが、下記のように変わります。

【対象年齢】
第1期：生後12か月以上24か月未満
第2期：就学前1年前(5歳以上7歳未満で、小学校就学の始期に達する日の1年前から当該始期に達する日の前日までの間にある人)
※保育園、幼稚園の年長に相当する期間。

平成18年3月31日までの方法で接種した人は第2期の対象には含まれません。

【接種方法】
第1期・第2期とも麻しん・風しん混合ワクチンでそれぞれ1回ずつ接種

※平成18年4月1日時点で2歳以上となる人は、原則的に任意接種(法に基づかない接種で、自己負担)となりますので、この機会を逃さず接種してください。

個別予防接種指定医療機関一覧

(平成18年2月1日現在、○印が実施する予防接種)

医 療 機 関 名	所 在 地 電 話 番 号	実施する予防接種			医 療 機 関 名	所 在 地 電 話 番 号	実施する予防接種		
		三種 混合	麻しん	風しん			三種 混合	麻しん	風しん
岡 田 医 院	橋向町44 ☎22-1505	○	○	○	成 美 医 院	賀田山町240-2 ☎28-1323	○	○	○
奥野小児科医院	本町二丁目2-11 ☎22-0634	○	○	○	西 川 医 院	鳥居本町1732 ☎22-3887	—	○	○
きたむら内科医院	長曾根南町448-25 ☎22-9617	—	○	○	橋 本 医 院	上西川町385 ☎43-2207	○	○	○
橘 地 医 院	栄町二丁目6-47 ☎23-2057	○	○	○	ひまわり診療所	平田町230-10 ☎27-2473	○	○	○
小林 医 院	京町二丁目7-38 ☎22-0247	○	○	○	小児科ふじせき医院	高宮町2037 ☎23-2233	○	○	○
小 森 医 院	旭町2-18 ☎22-2714	○	○	○	松 木 診 療 所	平田町376-3 ☎22-5185	○	○	○
曾 我 医 院	清崎町878 ☎28-2925	—	○	—	松 本 医 院	日夏町3662 ☎28-0633	—	○	○
高 崎 医 院	西葛籠町164 ☎28-0210	○	○	○	宮 下 内 科	芹橋二丁目9-56 ☎22-0383	○	○	—
高 村 外 科	中央町3-10 ☎22-0650	○	○	○	安 澤 内 科 診 療 所	高宮町2290 ☎22-0954	○	○	○
高山内科・循環器科	日夏町2680-35 ☎28-7007	○	○	○	山 下 医 院	後三条町649 ☎24-5290	—	○	—
田 口 診 療 所	彦富町905-3 ☎43-6600	○	○	○	横 野 医 院	大藪町2035-4 ☎24-1515	—	○	○
田 中 クリニック	開出今町1516-18 ☎27-1611	○	○	○	彦 根 中 央 病 院	西今町421 ☎23-1211	○	○	○
堤 医 院	原町850-214 ☎24-0533	○	○	○	友 仁 山 崎 病 院	竹ヶ鼻町80 ☎23-1800	○	○	○
徳 田 医 院	出路町218-1 ☎43-7001	○	○	○	彦 根 市 立 病 院	八坂町1882 ☎22-6050	○	○	○

レディーストータルファッション
ワールド オンリーショップ
～お手頃から高級品まで～

CORDIER
ville d'azur
INTELLECTION
UNA PARTE
BLANCE
LINEAR
ALVIVO

※ 他、多数ブランドそろっています!!

サイズ展開(7～21号)
只今、冬バーゲン実施中!!
～50%OFFまで

営業時間 9:30～18:30
定 休 日 毎週火曜日・第3日曜日
T E L 28-0139

♥外商・送迎もご相談に応じます。
♥お気軽にお問い合わせ下さい。

monica マルベン
河瀬駅東通り 駅より北へ徒歩2分

岸 治療院

マッサージ はり治療

施術時間
午前9時～午後7時

出張治療もいたします。
一部保険適応(医師の同意が必要)
詳しくは気軽に御相談下さい。

彦根市正法寺町507-20
コモンライフ正法寺団地内
電話(0749)20-1278

マッサージ師・はり師
岸 多津男

入会金のみでOK!
掛金や年会費は一切不要

アイリスクラス

入会のご案内

アイリスクラスは、避けることのできない通過儀礼であるお葬式にかかる様々な不安に対して、お客様の経済的・精神的負担を軽減することを目的とし、弊社の提供する葬儀・葬祭コンサルティング、セレモニー施行等の各種サービスを
提供することにより会員の皆様に
より豊かで安心のできる
生活をサポートしてゆき
たい...そんな願いから生
まれました。この機会に
是非ご入会ください。

アイリスゴールド 入会金 30,000円(税込)
★ご葬儀基本料15%OFF もしくは会員様専用セットプランのご利用
★アイリスホール公益会館使用料20%OFF ★供花1対

アイリスシルバー 入会金 10,000円(税込)
★ご葬儀基本料10%OFF もしくは会員様専用セットプランのご利用

詳しくはホームページをご覧ください
アイリスクラス事務局 ☎0120-333-838

株式会社 公益社
本社：〒522-0054 滋賀県彦根市西今町939番地
TEL.0749-22-5000(代) FAX.0749-22-0042

<http://www.shiga-koekisha.co.jp>

HOEKISHA

この「広報ひこね」は41,400部作成し、1部当たりの単価は15円(1円未満切り捨て)です。
ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

表紙写真企画

—彦根城再発見—
400年目の出会い
第1回 天守

彦根城と城下町の建設は、今からおよそ400年前の慶長9年(1604)に始まり、20年近い歳月をへて完成しました。その中心をなしたのが、天守のある本丸です。現在の本丸には天守の建物しか残っていませんが、かつては藩主の居館である「御広間」や「宝蔵」、そして「着見櫓」なども建っていました。

天守は3階3重、つまり3階建て3重の屋根で構成されています。規模は比較的小ぶりですが、屋根は「切妻破風」「入母屋破風」「唐破風」を多様に配しており、2階と3階には「花頭窓」、3階には高欄付きの「廻縁」を巡らせるなど外観に重きを置き、変化に富んだ美しい姿を見せています。

その構造は、通し柱を用いないで、各階ごとに積み上げていく方式をとっており、全体として櫓の上に高欄を付けた望楼を乗せる古い形式を残しています。昭和32年から35年にかけて行われた解体修理により、墨書のある建築材が発見され、天守の完成が慶長12年(1607)ころであることが判明しました。

また、建築材を克明に調査した結果、もともと5階4重の旧天守を移築したものであることも分かりました。彦根藩主井伊家の歴史を記した『井伊年譜』には、「天守は京極家の大津城の殿守也」とあり、彦根城の天守が大津城(大津市)の天守を移築した可能性が考えられています。

戦とともに発達したお城ですが、彦根城は一度も戦を経験することなく平和な江戸時代を送りました。この時代には藩主が天守を訪れることも余りなく、天守には歴代藩主の甲冑などが収納されていました。江戸時代の天守は、軍用建築というよりも、城下から見上げる彦根藩の象徴という役割を担っていたようです。



人口と世帯数
平成18年1月1日現在

人口	110,322人 (+ 7)
男	54,173人 (+ 10)
女	56,149人 (- 3)
世帯数	40,692世帯 (+ 20)

()内は前月との比較

中学生の部
標語

支えられ
支えて生きる「おかげさま」

宮川理衣さん(西中学校1年)

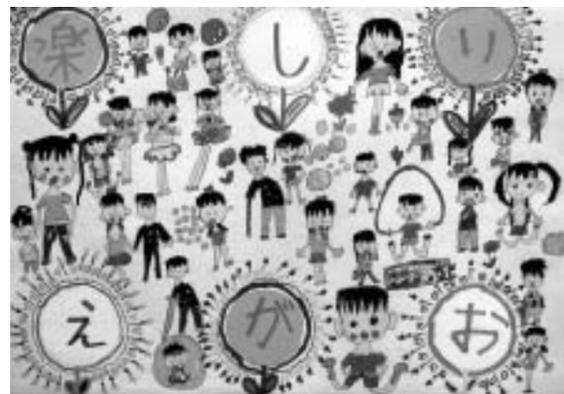
広く市民の皆さんから人権の尊重をテーマにした作品を募集したところ、作文216点、標語361点、ポスター311点の応募をいただきました。
審査の結果、次のおり入賞作品が選ばれました。
作文部門「特選4点、入選12点」

各部門で特選となった作品を、シリーズで紹介し、家庭、地域、職場などでの人権学習や、実践に向けての資料として活用してください。

はーとるるメッセージ2005

特選作品紹介
第1回

ポスター 小学生の部



渡辺紗枝さん(城東小学校2年)